

取得加算一覧

加算名	単位数	要件	算定	要件
日常継続支援加算	36	日額	×	新規入所のうち重介護者もしくは認知症である者を一定数受け入れていること また介護福祉士が一定数いること
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6	日額	○	介護福祉士、常勤職員、勤続7年以上勤めている職員いずれかが一定の割合を占めていることで算定ができる
看護体制加算Ⅰ	4	日額	○	常勤の看護師を1名以上配置していること
看護体制加算Ⅱ	8	日額	○	必要数の看護職員を配置して、24時間連絡体制がとられていること
夜勤職員配置加算Ⅰ	13	日額	○	夜勤時間帯に必要な数の介護員及び看護員を配置していること
精神科医師定期的療養指導	5	日額	○	精神科を担当する医師の定期的な療養指導が月に2回以上おこなわれていること
科学的介護推進体制加算Ⅱ	50	月額	○	入所者の必要情報を定期的に厚生労働省に提出していること
生産性向上推進加算Ⅱ	10	月額	○	見守り機器等を導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を委員会などを通じて継続的に行い、厚生労働省にデータ提供していること
栄養マネジメント強化加算	11	日額	×	管理栄養士が入所者ごとの継続的な栄養管理を実施して、必要な情報を厚生労働省に提出すること
安全対策体制加算	20	初回	○	安全管理部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること 入所の初回のみ算定
経口維持加算Ⅰ	400	月額	△	医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士が経口による継続的な食事摂取の計画を作成していること
経口維持加算Ⅱ	100	月額	△	Ⅰを算定している場合に多職種会議に医師、歯科医師、歯科衛生士が加わった場合
初期加算	30	30日間	△	入所して30日間、または入院期間が30日を超えて退院した場合に30日間算定ができる
外泊時費用加算	246	6日間	△	入院又は外泊の期間において初日及び最終日は含めない6日間を算定する
若年性認知症入所者受入加算	120	日額	△	個別の担当者を決め、その者を中心に当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供をすること
看取り介護加算Ⅰ	72	日額	△	看取り介護を行った場合、死亡日以前31日以上45日以下について算定
	144	日額	△	死亡日以前4日以上30日以下について算定
	680	日額	△	死亡日の前日及び前々日について算定
	1280	日額	△	死亡日については一日につき算定
介護職員処遇改善加算Ⅰ		月額	○	一月あたりの合計単位数に8.3%を乗じた数を算定
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ		月額	○	一月あたりの合計単位数に2.7%を乗じた数を算定
介護職員等ベースアップ等支援加算		月額	○	一月あたりの合計単位数に1.6%を乗じた数を算定

実費負担額

実費費用	金額	算定	内容
貴重品管理費	¥2,000	○	管理費として月額算定いたします
散髪費用	実費	△	散髪費用として各種メニューを実施した場合に算定いたします
電気料金	¥500	△	電化製品を1点につき月額算定いたします (軽微な製品は除きます)
地デジ回線使用料	¥210	×	電化製品でテレビを使用する場合に月額算定します
おやつ・水分費用	¥50	○	嗜好品に限るおやつと水分の提供代金として日額算定いたします (提供していない場合は算定いたしません)
日用品・嗜好品代	実費	△	歯ブラシ、スポンジブラシ、義歯洗浄剤、ティッシュなどの日常的に使用する物品またはパン販売、移動売店など利用時の購入費用を算定します
移送にかかる費用	実費	△	個別に希望された外出に関して、ガソリン代及び交通費、諸経費を算定します
複写物の交付費用	実費	△	各種記録の複写を希望された場合の複写費用を算定します

※算定の○は全入所者が対象、△は該当する入所者が対象、×は算定していません